

令和 7 年度

# 豊能町西地区における 公私連携幼保連携型認定こども園 設置に関する保護者等説明会 資料

豊能町教育委員会事務局

こども未来部 こども育成課

\* 本説明会に参加される際は、この資料をご持参いただきますようお願いいたします。

吉川保育所とひかり幼稚園を統合し

民間法人が運営主体となる  
公私連携幼保連携型認定こども園を

新園舎の設置により

令和11年4月に開園します。



# 1 豊能町の現状

## (1) 背景・課題

### ○保育ニーズの多様化への対応

延長保育（保育時間の延長）、病児・病後児保育、課外活動（英語・音楽・体操等）など、民間法人の持つ柔軟性を活かします。

### ○施設の老朽化

吉川保育所とひかり幼稚園の施設は、築45年以上で老朽化が進んでおり、建て替える必要があります。

### ○厳しい財政状況

厳しい財政状況のなか施設の建替えには多大な経費が必要です。  
また、子ども・子育て支援などの施策への対応が求められています。



# 1 豊能町の現状

## (2) 西地区の保育の現状

(各年4月1日現在。参考は除く)

|            |    | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  | 参考：令和6年<br>11月1日現在 | 令和7年  |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|--------------------|-------|
| 西地区就学前人口   |    | 279   | 278   | 273   | 270   | 279                | 277   |
| 吉川保育所      | 0歳 | 1     | 5     | 8     | 3     | 8                  | 4     |
|            | 1歳 | 8     | 9     | 15    | 16    | 15                 | 15    |
|            | 2歳 | 18    | 15    | 17    | 18    | 18                 | 18    |
|            | 3歳 | 22    | 19    | 18    | 22    | 23                 | 20    |
|            | 4歳 | 19    | 25    | 21    | 21    | 21                 | 26    |
|            | 5歳 | 21    | 23    | 26    | 22    | 21                 | 21    |
|            | 合計 | 89    | 96    | 105   | 102   | 106                | 104   |
| ひかり幼稚園     | 3歳 | 22    | 18    | 27    | 18    | 17                 | 19    |
|            | 4歳 | 32    | 22    | 22    | 31    | 31                 | 18    |
|            | 5歳 | 33    | 34    | 24    | 25    | 25                 | 31    |
|            | 合計 | 87    | 74    | 73    | 74    | 73                 | 68    |
| 保育所と幼稚園の合計 |    | 176   | 170   | 178   | 176   | 179                | 172   |
| 入所・入園率     |    | 63.1% | 61.2% | 65.2% | 65.2% | 64.2%              | 62.1% |

\*西地区においては、就学前児童数は若干減少していますが、入所園者数は横ばい状態です。

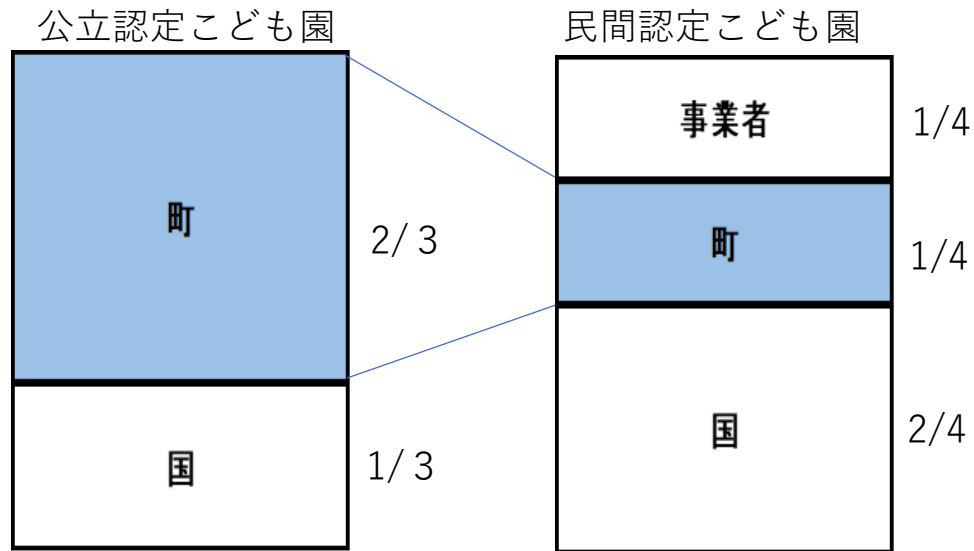
\*参考として記載している令和6年11月1日現在の入所園者数は、年度当初より増加しています。特に0歳児の入所者数の増加は顕著であり、この傾向は毎年同様にみられます。

# 1 豊能町の現状

## (3) 財政的効果



### 園舎整備事業費



(例) 整備事業費 6 億円の場合の町負担額

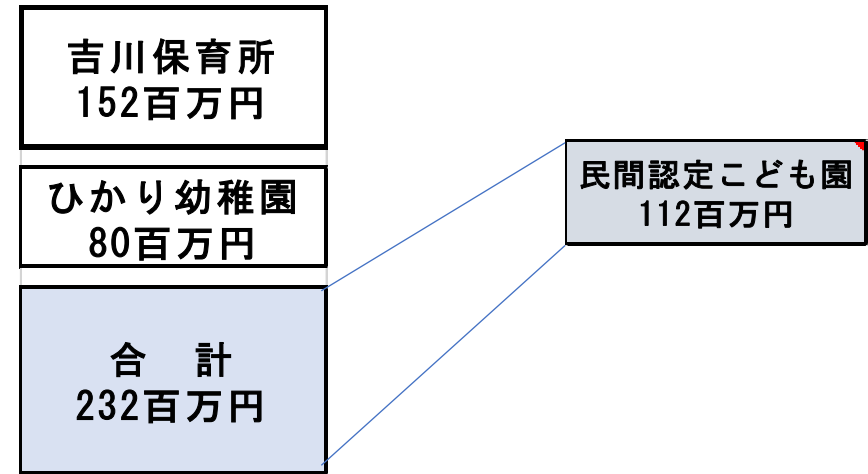
|      |           |
|------|-----------|
| 公立設置 | 4 億円      |
| 民間設置 | 1 億 5 千万円 |

財政効果額 2 億 5 千万円

### 園運営事業費

公立で保育所と幼稚園  
運営の財政負担額 (年額)

民間で認定こども園  
運営の財政負担額 (年額)



\* 民間認定こども園に移行した場合、年額で 120 百万円 (232 百万円 - 112 百万円) 財政負担額が軽減されます。

# 1 豊能町の現状

## (4) 町の方向性

### ○豊能町総合まちづくり計画（令和4年度→令和13年度）

持続可能な行政運営の推進として、事業の民間委託、民営化の推進に取り組む。

### ○第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度→令和11年度）

西地区においては、ひかり幼稚園と吉川保育所の統合と民営化を実施し、公私連携幼保連携型認定こども園の設置に向けた取り組みを進める。

### ○豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置に関する基本方針（令和7年5月）

運営法人選定には、保護者代表も選定委員に加わる。

選定後は、三者協議会（保護者、運営法人、町）を設置して保護者の意見を聞きながら進める。

# 1 豊能町の現状

## (5) 西地区における認定こども園設置の検討経緯

- |        |                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年6月 | 豊能町子ども・子育て審議会（会長 鈴木正敏）へ「豊能町西地区における認定こども園設置について」を諮問する。                                                                                                                        |
| 令和4年1月 | 豊能町子ども・子育て審議会より「豊能町西地区における認定こども園設置について」の提言を受ける。<br>提言の趣旨は、三者協議会（保護者、運営法人、町）を設置し、教育・保育に対する考えや方法、在園児に対する配慮や環境整備について、運営法人と一定期間の協定を結び、子どもと保護者の意見が反映される公私連携幼保連携型認定こども園を選択することの提案。 |
| 令和4年7月 | 総合教育会議（主宰は町長。会議の構成は、町長、教育長、教育委員）において、西地区に公私連携幼保連携型認定こども園を設置する考え方を示し了承を得る。                                                                                                    |
| 令和4年9月 | 議会全員協議会において、町は西地区に公私連携幼保連携型認定こども園を設置することを説明する。                                                                                                                               |
| 令和7年5月 | 教育委員会会議において、「豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置に関する基本方針」が承認される。                                                                                                                     |

## 2 公私連携幼保連携型認定こども園について

### (1) 公私連携幼保連携型認定こども園とは

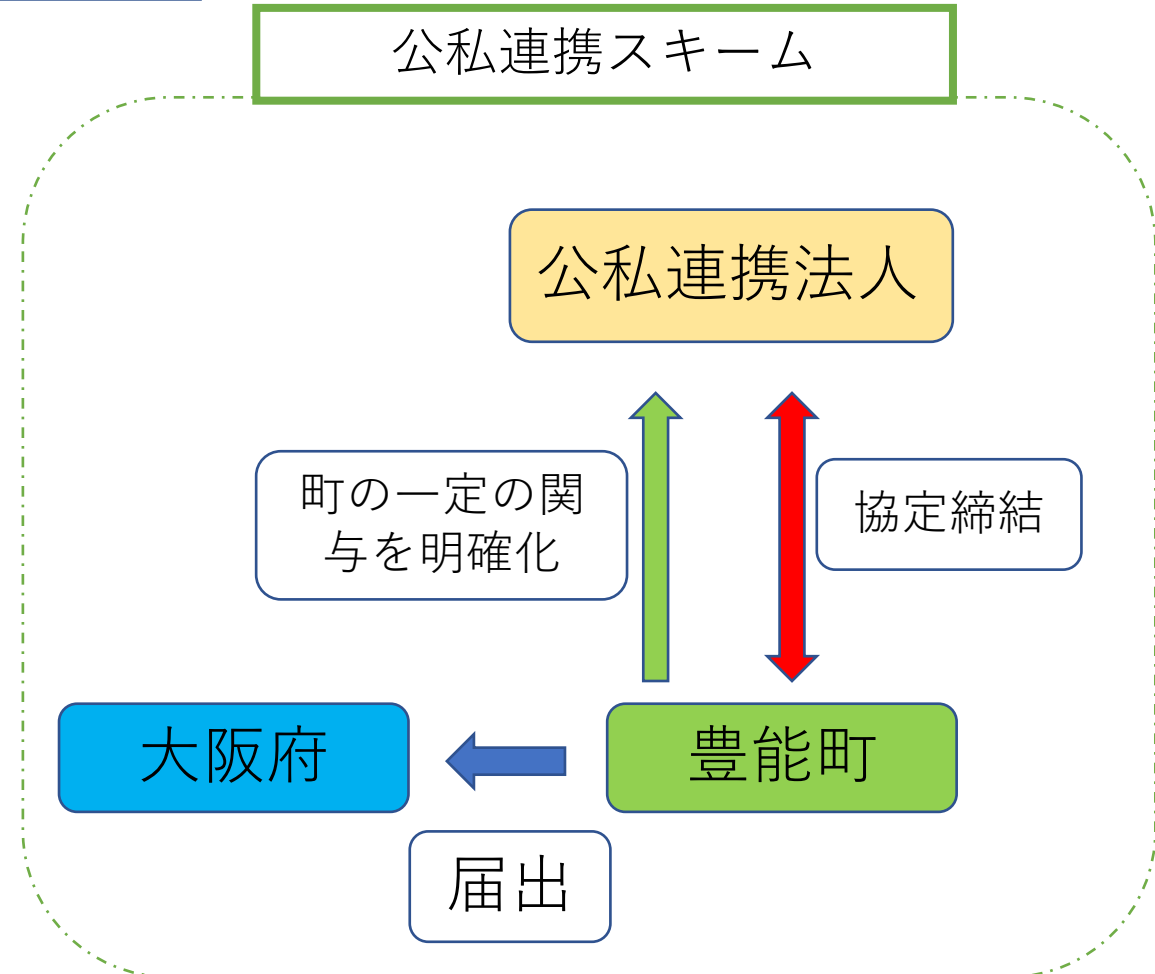
#### ○公私連携とは

- 民間の認定こども園でありながら、町の関与を明確にした運営制度です。
- 町と運営法人の協定により連携し、職員配置や提供する保育・教育などの運営に関与し、適正な運営が行われるよう、法人を支援・指導していきます。

#### ○協定内容

- 認定こども園における保育・教育・子育て支援事業に関する基本的事項
- 認定こども園の設置や運営に関し必要な事項

#### 公私連携スキーム



## 2 公私連携幼保連携型認定こども園について

### (2) 民営化により何が変わる

運営主体 → 変わります

運営主体は、豊能町から民間法人へ移行し、締結する協定書に基づき、町が一定の関与を持ちます。

働く職員 → ほぼ変わります

町職員から法人職員に変わりますが、移行にあたり引継ぎ保育を実施します。

保育料 → 変わりません

保育料は条例等に基づき決定するため、変更はありません。ただし、法人の独自事業に係る保護者負担が別途必要になる場合があります。

保育・教育内容 → 引継ぎ・継承します

法人に対し十分な引継ぎを行い、これまで築いてきた行事や日々の保育・教育を行います。また、法人のノウハウ等を活用し、サービスの充実を図ります。

施設（所園舎） → 新築します

西地区義務教育学校の近隣に園舎を新築します。

## 2 公私連携幼保連携型認定こども園について

### (3) 認定こども園設置候補地



西地区公共施設再編  
計画地の一画

## 2 公私連携幼保連携型認定こども園について

### (4) 認定こども園予定定員

|     |      | ひかり<br>幼稚園 | 吉 川<br>保育所 | 合計      |
|-----|------|------------|------------|---------|
| 定 員 | 0 歳児 | —          | 8 人        | 8 人     |
|     | 1 歳児 | —          | 1 5 人      | 1 5 人   |
|     | 2 歳児 | —          | 1 8 人      | 1 8 人   |
|     | 3 歳児 | 3 5 人      | 4 9 人      | 1 5 4 人 |
|     | 4 歳児 | 3 5 人      |            |         |
|     | 5 歳児 | 3 5 人      |            |         |
|     | 合計   | 1 0 5 人    | 9 0 人      | 1 9 5 人 |



|     |      | 認定こども園 |             |         |
|-----|------|--------|-------------|---------|
|     |      | 1 号認定  | 2・3 号<br>認定 | 合計      |
| 定 員 | 0 歳児 | —      | 9 人         | 9 人     |
|     | 1 歳児 | —      | 1 8 人       | 1 8 人   |
|     | 2 歳児 | —      | 1 8 人       | 1 8 人   |
|     | 3 歳児 | 2 0 人  | 2 5 人       | 4 5 人   |
|     | 4 歳児 | 2 5 人  | 2 5 人       | 5 0 人   |
|     | 5 歳児 | 2 5 人  | 2 5 人       | 5 0 人   |
|     | 合計   | 7 0 人  | 1 2 0 人     | 1 9 0 人 |

## 2 公私連携幼保連携型認定こども園について

### (5) 認定こども園開園までのスケジュール（予定）

|        |                                                                                                                          |                                                                                       |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年度  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設置場所決定</li><li>・ 保護者説明会</li><li>・ 運営法人選定委員会設置</li><li>・ 運営法人公募条件の調整・確定</li></ul> |                                                                                       |
| 令和8年度  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営法人選定／公表</li><li>・ 協定締結</li><li>・ 三者協議会設置</li><li>・ 保護者アンケート実施</li></ul>        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本設計</li><li>・ 補助事業協議（随時）</li></ul>           |
| 令和9年度  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 三者協議会</li></ul>                                                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 補助金内示</li><li>・ 実施設計</li><li>・ 工事着工</li></ul> |
| 令和10年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 三者協議会</li><li>・ 合同保育</li></ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事</li><li>・ 新園舎完成</li></ul>                  |
| 令和11年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公私連携幼保連携型認定こども園開園</li><li>・ 三者協議会</li><li>・ 引継ぎ保育</li></ul>                      |                                                                                       |



### 3 公私連携幼保連携型認定こども園についてのQ&A

#### (1) 民営化の目的等

- |    |                        |
|----|------------------------|
| Q1 | 公立保育所と幼稚園を民営化するのはなぜですか |
| Q2 | 民営化のメリットと課題は何ですか       |
| Q3 | 課題の対策について              |
| Q4 | 令和11年4月の民営化は決定ですか      |
| Q5 | 民営化した場合、町の関与はどうなりますか   |

#### (2) 保育内容の継承等

- |    |                                      |
|----|--------------------------------------|
| Q6 | 公立保育所と幼稚園の保育・教育内容を引継いでもらえるのですか       |
| Q7 | 民営化後、配慮の必要な子どもの保育については、現状は維持されるのですか  |
| Q8 | 配慮の必要な子どもに対する加配保育士は、どのような基準で配置するのですか |
| Q9 | 民営化しても保育士の人数は減りませんか                  |

### 3 公私連携幼保連携型認定こども園についてのQ&A

#### (3) 民間法人の選定について

- |     |                       |
|-----|-----------------------|
| Q10 | 移管先の民間法人はどのように選ぶのですか  |
| Q11 | 募集の条件や基準はどのようなものですか   |
| Q12 | 選定委員会の委員に保護者代表は入るのですか |

#### (4) その他

- |     |                                        |
|-----|----------------------------------------|
| Q13 | 公立と民間法人での保育料の違いはありますか                  |
| Q14 | 民営化すると他市町の子どもも受け入れることになるのですか           |
| Q15 | 認定こども園のメリットは何ですか                       |
| Q16 | 幼稚園と認定こども園では、子ども達が生活する上で大きく変わることはありますか |
| Q17 | 民営化にあたり、公立の保育所と幼稚園の職員はどのようなになるのですか     |
| Q18 | ふたば園はどうなりますか。また、西地区在住でも入れますか           |
| Q19 | 新しいこども園に東地区在住でも入れますか                   |